

---

# 「再生可能エネルギー—地域共生促進税」 について

2023.12.09 「再エネ」を考えるミニシンポ  
報告者：金田 もとる（宮城県議会議員）

---

---

## 条例制定にいたる【経過】

### 1) 県の認識

FIT制度により、急速に再エネの導入が進んだが、土砂災害等の安全面の不安や、景観や環境への影響などをめぐる地元との調整における課題が全国各地で顕在化しており、県内でも反対運動が起きている。

### 2) 県のこれまでの取組等

2020年4月 **太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインを策定**

2022年7月 **太陽光発電施設の設置等に関する条例の制定、環境影響評価条例の一部改正**

※反対要望の状況や、議会での議論の内容などを踏まえ、規制強化の可能性や新たな対策を引き続き検討。

○地域との共生が困難な事業であっても、法令に基づく許可基準を満たす場合は許可する必要がある、事業は実施可能。

○地域住民の同意の義務化など、条例により過度な規制を行うことは、財産権との関係で慎重であるべき。

○環境影響評価は、事業の実施を前提とした手続きであり、知事意見等により森林開発の抑制を求めても事業者の姿勢次第では、森林開発抑制にはつながらない

---

---

---

再エネの最大限導入と、環境保全の両立を目指す新たな取組として、再生可能エネルギー発電事業の地域との共生の促進に向けた税を導入



## 再生可能エネルギー地域共生促進税

2023年11月17日「総務大臣同意」  
2024年4月1日施行(予定)

**※再エネを抑制するのではなく、地域の理解を得て適地に誘導することが目的**  
(村井知事・談)

⇒課税により経済的な負担が重くなる状況を作り出すことにより、森林以外の適地への誘導を図ることが有効な手段となる。

### 【当該税の概要】

別紙①～⑤参照

(2023.11.29再生可能エネルギー地域共生促進税に関する事業者説明会「資料」より)

**ポイントは「非課税となる再エネ発電設備」=「地域と共生した再エネ事業」**

---

---

## 「非課税」となる事業

- ①-認定地域脱炭素化促進事業
- ②-認定設備整備計画に基づき行われる事業
- ③-①②に準ずる事業

※①②については市町村において「**実行計画**」「**基本計画**」の策定が必要であり、**「促進(する)区域」の設定**が求められる⇨**市町村の責任が重大**

※促進区域の設定方法として想定される類型のうち、「**広域的ゾーニング型**」(具体的な再エネ発電設備の整備計画がない段階で、「**促進区域**」の設定等を行う方法)は、「**最も理想的な考え方**」(環境省マニュアル3-2)とされている。

(県再生可能エネルギー室作成の「ガイドライン」【2023.9月】から)

◎「現時点において、県内に、促進区域を定めた地方公共団体実行計画を策定している市町村はない」

cf:「風力発電ゾーニングマップ(2018年)」の公開取りやめ(別紙⑥)

◎現状、事業者はおのずと「**③準ずる事業**」としての認定を求めることに!!

※市町村長が認め、知事が認定するという段階を踏んだ認定としていますが、県としては、基本的に市町村長の考え方を最大限尊重して判断します。

(県再生可能エネルギー室作成の「ガイドライン」【2023.9月】から)

---